

ZY12-13 論文要旨説明書

報告論文のタイトル：公共調達改革についての非経済学者の視点

報告者氏名： 楠茂樹 所属：上智大学

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

本報告では、経済学分野に属さない立場から公共調達、とりわけ公共工事における入札・契約のあり方についての見方を示し、経済学者との距離を測ることを目的とする。日本ではかつて入札談合は「必要悪」と考えられ、独占禁止法上も刑法上も積極的な摘発がなされてこなかった。摘発の積極化がすすめられたのはいわゆる「ゼネコン汚職」以降の話である。そういった背景にある考え方はどのようなものだったのだろうか。

それ以外にも経済学者には必ずしも理解できないような考え方が、非経済学者に持たれているものがいくつかある。例えば、予定価格を適正価格とみる考え方である。そもそも、最低価格自動落札方式による競争入札（それは価格競争を伴う総合評価落札方式であっても同様であるが）を行う以上、予定価格を適正価格とみるのは不適切であるが、実務に近い立場の人々（最近では少なくなったが）は予定価格からの乖離を妥当でないと考えている。公共調達分野において競争原理を徹底することに否定的な立場が実務の世界では根強く存在するのである。このような考え方を肯定するような判決が過去に存在したと併せて紹介したい。受注者の自己利益の維持以外の何らかの理由が存在するのだろうか。単なる政官財の癒着の問題なのだろうか。

公共調達分野には、経済学者の他、法学系の学者も工学系の学者もさまざまな意見を持っている。もちろん、受発注者側も特定の考え方を持っている。本報告では、こうしたさまざまなあり得る視点、見方をいくつか提示することで、（すれ違いに終わりがちな）議論を交通整理する材料提供を行いたい。2005 年の独占禁止法改正の後に、大手ゼネコンがいわゆる「談合決別宣言」を出したが、それはただの談合の反省ではない。そこでいわれる「談合はもとより様々な非公式な協力など旧来のしきたりから訣別し、新しいビジネスモデルを構築することを決意した。」とはどのような意味なのだろうか。

公共工物品質確保法制定、施行以降、国の公共工事においては総合評価落札方式がスタンダードになった。しかし地方自治体では同方式は十分には浸透していない。一方、採用される場合も、同方式の採用が二次的政策の実現という本来の趣旨とは違う形での利用が目立つ。また指名競争の射程が狭まった分、多くの地方自治体は地域要件の厳格化を進めている。最低制限価格の設定も当然視されるようになり、落札率でいえば 90%近い水準に達している。国においても、低入札調査基準価格の最低制限価格化が進んでいる。このような変化の中で、公共調達の入札・契約における不正もかつては見なかったようなものが散見されるようになっている。本報告では、そういった環境変化の描写と今後の方向性の展望を行う。